

平成30年9月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年9月28日(金曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室1

3. 出席委員 15名

1番 吉永 義量	2番 貞廣 誠也	3番 石崎 久雄
4番 川田 忠宏	4番 関川 裕二	6番 岡村 俊彰
7番 清藤 紀嘉		9番 佐藤 幸男
10番 松本 博典	11番 松本 勇	
13番 岡村 博	14番 小松 典正	15番 西笛 勤
16番 池田 佳代	17番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 3名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(受付番号49～53)	
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請	1件
議案第4号	あっせん申し出について	1件
議案第5号	農用地区域変更協議内容一覧表	3件
議案第6号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 ただいまから 9 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 3 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は関川裕二委員と清藤紀嘉委員にお願いします。

議 長 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 49～53）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今日は 5 件の利用権設定の案件が出ています。

受付番号 49 番ですが、大字和食字シヲツキ甲 4969 番地で地目は田、面積は 390 m²、甲 4970 番地で地目は田、面積は 409 m²、甲 4971 番地で地目は田、面積は 197 m²、甲 4972 番地で地目は田、面積は 1,104 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さんです。期間は H30 年 9 月 1 日から H36 年 8 月 31 日までの 6 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

受付番号 50 番ですが、大字西分字立耳甲 5881 番地で地目は田、面積は 1,927 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 9 月 1 日から H43 年 8 月 31 日までの 13 年です。作付けは水稻です。賃借料は無償です。場所については別紙図面②のとおりです。

受付番号 51 番ですが、大字和食字中入野甲 2940 番地 1 で地目は田、面積は 1,190 m²の内 1,000 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 10 月 1 日から H33 年 9 月 30 日までの 3 年です。作付けは水稻です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

受付番号 52 番ですが、大字和食字中入野甲 2942 番地 1 で地目は田、面積は 373 m²の内 163 m²、甲 2942 番地 2 で地目は田、面積は 763 m²、甲 2942 番地 3 で地目は田、面積は 152 m²、甲 2942 番地 4 で地目は田、面積は 158 m²、甲 2942 番地 5 で地目は田、面積は 191 m²、甲 2942 番地 6 で地目は田、面積は 148 m²、甲 2942 番地 7 で地目は田、面積は 284 m²、甲 2942 番地 8 で地目は田、面積は 468 m²の内 315 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 10 月 1 日から H45 年 9 月 30 日までの 15 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面④のと

おりです。

受付番号53番ですが、大字和食字北葛谷甲4443番地で地目は田、面積は224㎡、甲4445番地1で地目は田、面積は1,034㎡、甲4446番地で地目は田、面積は148㎡、甲4442番地で地目は田、面積は307㎡、甲4445番地4で地目は田、面積は99㎡、甲4445番地口で地目は田、面積は9.91㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年10月1日からH33年9月30日までの3年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

説明しました5件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定5件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号4 土地の所在は大字和食字古城之丸甲5901番地、地目は田で、転用面積は581㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。

昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号4は売買による所有権移転です。

受付番号5 土地の所在は大字西分字用本甲3922番地1、地目は田で、転用面積は464㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。

昨日に会長、岡村博委員、岡村俊彰委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号5は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。
受付番号6 土地の所在は大字和食字琴平ノ前 乙215番、地目は田で、転用面積は257㎡、乙216番、地目は田で、転用面積は333㎡、乙219番、地目は田で、転用面積は343㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、太陽光発電を設置することです。
昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については許可

いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 あっせん申し出について説明します。
受付番号 3 9 月 10 日に地権者 ○○さんより、大字西分字福原甲 6082 番地、地目 田、面積 3,529 m²の土地を売りたいと申し出がありました。売りたい理由としては、現在、○○さんに農地を貸しているが、今の作が終われば次の予定は無く管理が大変になってくるためとのことです。単価については相場でお願いしたいとのことです。

この 1 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 4 号議案について皆さんの意見を求めます。

清藤委員 受付番号 4 の事案については、以前から私の方に相談があり、今回、事務局に相談しました。

議 長 それではこの件については、清藤委員と岡村俊彰委員をお願いします。

議 長 続きまして第 5 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 5 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。
整理番号 1 除外申請地の所在は大字和食字原田 乙 356 番 1、地目は田で転用面積は 793 m²、譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は第 2 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。
整理番号 2 除外申請地の所在は大字和食字西北芝甲 5338 番、地目は田で現況は畑で転用面積は 2,453 m²、甲 5339 番、地目は田で現況は畑で転用面積は 300 m² です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○です。除外目的は公営住宅を建設とのことです。農地区分は、芸西村役場から概ね 300m以内であることから第 3 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。
整理番号 3 除外申請地の所在は大字和食字笠松 甲 4198 番 1、地目は田で転用面積は 287 m²、甲 4199 番 6、地目は田で転用面積は 57 m²です。譲渡人は○

○さん、譲受人は○○さんです。除外目的は宅地を建設とのこと。農地区分は、赤野駅から概ね 500m以内であることから第2種農地と判断します。昨日に会長、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員 受付番号1・2の申請地は第2種農地及び第3種農地ということであり、また受付番号1の近辺では太陽光発電の転用を行っているので転用することに問題はないと考えます。

山崎委員 受付番号3の申請地につきまして、赤野駅から概ね 500m以内の第2種農地であり問題ないと考えます。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第5号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更についての3件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第5号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については3件全て許可いたします。

議 長 続きまして第6号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで9月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時20分)

議事録署名委員

関川 裕二

議事録署名委員

清藤 紀嘉